



農林水産省 植物防疫所

重要なお知らせ

国際郵便物について

輸入禁止品及び不合格品は、植物防疫法に基づき
事前通知せず**廃棄**されます。



国際郵便物として輸入される植物について、
検査の結果、以下のいずれかに該当すると判断され
たものは、植物防疫法に基づき差出人、受取人に
事前通知することなく直ちに廃棄されます。

1 輸入禁止品

- (1) 日本への持ち込みが禁止されている植物（裏面参照）
- (2) 土又は土の付着する植物
- (3) 検疫の対象となる病虫害

2 不合格品

- (1) 輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary certificate）の添付がない植物（裏面参照）
- (2) 検疫の対象となる病虫害が付着した植物



違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法
に基づき**廃棄処分**となり、**3年以下の拘禁刑又は300万円以下**
（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられる場合
があります。

植物の病虫害 侵入警戒中

農林水産省 植物防疫所



日本への持ち込みが**禁止**されている主な植物

- チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域からのほとんどの果実・果菜類（マンゴウやカンキツ類など）
- コドリングが発生している国や地域からの殻付きクルミなど
- そのほか、日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域からは、多くの植物の持ち込みが禁止されています。

詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。



マンゴウ



カンキツ類



グアバ



トウガラシ



殻付きクルミ



検査証明書を必要とする植物

- 果実、野菜、穀物などのほか、切花、種子、苗木、植物を原材料とした加工品の一部も含まれます。
- こく類（コメ、アワ、トウモロコシ、ソバ、ムギ類など）、マメ類（ダイズ、アズキ、ピーナッツなど）、木材、カカオ豆、ゴマ、タマリンド乾果、コリアンダー、一部のドライフラワー・漢方薬・香辛料などは乾燥されたものであっても検査証明書の添付が必要です。

詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。



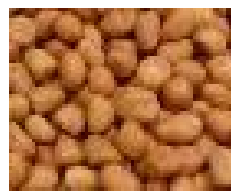
コメ



アワ



ダイズ



ピーナッツ



タマリンド乾果

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7153 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0132 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2376 | | |

植物防疫所のホームページはこちら

